

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会 議事録

日時 平成25年11月28日(木)午後1時02分～午後1時58分

場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

出席委員

小島会長 片谷第一部会長 木村委員 黒田委員 小堀委員 坂本委員

寺島委員 中杉委員 野部委員 羽染委員 藤倉委員 町田委員 守田委員

議事内容

1 答申

- (1) 「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)」環境影響評価調査計画書
調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁及び土壌汚染の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 諮問

- (1) 「菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2」環境影響評価書案
会長の指名により第二部会へ付託。

3 受理関係

別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・（仮称）八王子インター北SC建設事業	平成 25 年 11 月 15 日
2 環境影響評価書案	・菱光石灰工業株式会社 八王子碎石工場 採掘区域拡張事業その2	平成 25 年 11 月 14 日
3 事後調査報告書	・株式会社昭和石材工業所古里鉱業所採掘区 域拡張事業（工事の施行中その5） ・六本木三丁目東地区再開発事業（工事の施 行中その1）	平成 25 年 10 月 24 日 平成 25 年 11 月 15 日
4 変 更 届	・赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業 ・東北縦貫線（東京駅～上野駅間）整備事業 ・豊洲・晴海地区の水際線埋立事業 ・小田急電鉄小田原線（代々木上原駅～梅ヶ 丘駅間）連続立体交差及び複々線化事業 ・豊洲新市場建設事業	平成 25 年 11 月 5 日 平成 25 年 11 月 14 日 平成 25 年 10 月 31 日 平成 25 年 11 月 18 日 平成 25 年 11 月 18 日
5 着 工 届 （事後調査計画書）	・西品川一丁目地区再開発計画	平成 25 年 11 月 1 日

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会

速 記 録

平成25年11月28日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後1時02分開会)

木村環境都市づくり課長 それでは、お着きでない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻ですので開催させていただきたいと存じます。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員21名のうち11名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

それでは、平成25年度第8回総会の開催をお願いいたします。

本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、傍聴を希望する方がいますので「東京都環境影響評価審議会運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場、着席)

小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構ですので、よろしくをお願いします。

ただいまから、平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第8回の総会を開催します。

本日の会議次第にありますように、答申1件に係る審議を行った後に、諮問1件及び受理報告を受けることにしたいと思います。

まず「東京港国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、片谷第一部会長から報告を受けることといたします。よろしくをお願いします。

片谷第一部会長 お手元の資料の表紙をめくっていただきまして、1ページと振られております資料1をご覧ください。

初めに部会で取りまとめました答申の案文を事務局から朗読をしていただきますので、お願いいたします。

佐藤アセスメント担当課長 それでは、資料1を読み上げさせていただきます。

平成25年11月28日

東京都環境影響評価審議会

会長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 片 谷 教 孝

「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2ページをご覧ください。別紙になります。

「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、平成25年10月18日に「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は4ページになります。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動共通】

事業区域周辺の交通量は、東京ゲートブリッジの開通等により影響を受けていると考えられることから、自動車交通量等の状況の調査に当たっては、適切な調査地点を設定するとともに、予測及び評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を評価書案において詳細に記載すること。

【大気汚染】

1 事業区域は陸域と水域の境界地域にあることから、大気の状態は熱的に複雑な状況が予想されるため、周辺地域における既存の調査事例等を踏まえて、適切な大気拡散式を用い、大気質濃度の予測・評価を行うこと。

2 大気質の予測に当たっては、大気拡散式により年間平均濃度を算出していることから、工事の完了後における船舶等からの大気汚染物質排出量について、最新の知見を反映して予測・評価を行うこと。

【水質汚濁】

水質調査の分析項目について、健康項目を選定していないが、その理由を明らかにするとともに、必要に応じて水質調査の分析項目として検討すること。

【土壌汚染】

土壌汚染の項目を選定しなかった理由について、事業区域の土地改変による浚渫土由来等の土壌汚染の可能性に関する記述が不足していることから、これを明記すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

4ページが付表、審議経過でございます。

以上です。

片谷第一部会長 ありがとうございます。

それでは、私から審議の経過について御報告をさせていただきます。

本件の調査計画書は、平成25年10月18日に当審議会に諮問されまして、第1部会に付託されました。

その後の経過は、先ほどの読み上げていただきました4ページの付表4にあるとおりでございます。

この事業は、東京都の臨海部に位置いたします、中央防波堤外側埋立地に大水深コンテナ埠頭を建設し、あわせまして、臨港交通施設を整備するものでございまして、対象事業の種類といたしましては「ふ頭の新設」になります。

続きまして、答申案の内容について、要点を御説明いたします。

まず【大気汚染、騒音・振動共通】の項でございますけれども、ちょうどこの事業区域の周辺に、皆様御存じの東京湾のゲートブリッジが近年開通しております。それによりまして、当然ながら交通量の変動がございますので、十分実測調査をした上で、予測評価に当たっては、将来交通量を適切に算定し、さらにその算出の過程というのを評価書案に詳細に記載することを求めるという内容でございます。

次に【大気汚染】でございますけれども、これは海岸沿い、つまり陸と海が接する境界付近の事業でございますので、大気の状態は熱的に複雑になることが想定されます。したがって、そういう地域に適した大気拡散式を使って予測評価を行うことを求めることなどの2点を指摘しております。

続きまして【水質汚濁】でございますけれども、水質調査の分析項目について、健康項目が選定されていないということで、その理由をきちんと説明することを求めるものでございます。

最後に【土壌汚染】でございますけれども、土壌汚染の項目が選定されておりませんので、選定しなかった理由につきまして、浚渫土由来の土壌汚染の可能性について、記述をきちんとすることを求めるものでございます。

「その他」は通常の案件でも記載している内容でございます。

この調査計画書に対しまして、都民から2件の意見が提出されております。

また、周知地域の区長であります港区長、江東区長、及び大田区長から意見書が出ております。

本件の審議に当たりましては、これらの住民意見、関係区長意見の内容を踏まえつつ審議いたしました結果、今、要点を御説明いたしましたような事項を指摘事項として、これらに留意して評価書案を作成するように求めるということで部会で同意を得た次第でございます。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何か御意見がありましたらどうぞ。

どうぞ。

藤倉委員 ちょっと確認なのですけれども、この調査計画書の88ページを見ますと、廃棄物は項目として選定されているのですけれども、工事の施行中だけとなっています。88ページの理由欄を見ると「なお」の後なのですけれども、当施設が埠頭施設であり、施設の稼働による廃棄物は、東京都廃棄物処理計画等に基づき、適正に処理、処分を行うことから予測

の対象としないという書き方になっているのですが、計画に基づいて適正に処理、処分をするから予測の対象としないと言ってしまうと、全ての施設がそうになってしまうのではないかと思うので、第一部会で御審議をいただいたとは思いますが、埠頭であればこの程度とか、もし前例などもあってこの程度であればよいということであれば、それで結構ですが、もし御説明があれば伺いたいと思いました。

小島審議会会長 これは事務局から御説明いただいたほうがよろしゅうございますか。

佐藤アセスメント担当課長 確かにこの部分「なお」以下だけを見ますと、今、先生がおっしゃったとおりなのですが、やはりコンテナ事業ということで、一般の事業系と比べまして、これまでの前例から廃棄物の量がそれほど多くないということになっております。

ですので、量が少ない中でやりますので、適切な対応をすれば問題ないということで予測項目から外しているということでございます。

小島審議会会長 ほかにございましたら。

どうぞ。

木村委員 大気汚染の項目ですけれども、2番は船舶からの排出量が多いということで、それについて予測をするのは当然だと思います。

1番なのですけれども、海陸の境界のところは拡散が複雑になるというのもまさにそのとおりで、今の予測手法の弱点の1つであることは理解しているのですが、ただ、この案件については、割と地上放出が主のように思うのですが、そういった場合に、ここでこういう記載をしたことについて、一体どの点に留意してあるいは代替のいい評価方法があるのかどうか。その辺について議論があったのであれば、お聞かせいただければ幸いです。

片谷第一部会長 私の担当項目になりますので私から御説明いたします。

東京湾周辺の埋立地付近での案件というのは、今までも何件も出てきておりまして、大体それに準ずる意見をつけているというのが最も大きな理由ですけれども、それ以外にも、住民意見の中でも海の影響というのをちゃんと反映されるのかといった趣旨の御意見もありましたことから、これは意見として明記しておこうという判断で入れさせていただいたということで、具体的にどのモデルを使いなさいということまでは言わずに、今までの案件でも大体適切な大気拡散式を用いということで、あと、具体的なモデルについては事務局から指導していただくという形でやってきた経緯がありますので、今回もそれで行こうという立場で考えております。

小島審議会会長 よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

ほかに何かございましたらどうぞ。

片谷第一部長 【大気汚染、騒音・振動共通】のところに書いてあることについて部会でも申し上げたことなのですが、なぜこのような指摘をしたのかということについて、一応総会でも若干補足の説明をさせていただこうと思います。

将来交通量、特にこういうできたばかりの橋の将来交通量ですので、実測をしたとしても、まだ、将来どう変動するかということはなかなか容易には読み切れませんので、この将来交通量予測というのは、このアセス案件においては重要なウエイトを占めることになります。

そういう場合に、従来のアセス図書の中ではしばしば起こっていたことですが、将来交通量予測が何とか法という方法と結果だけしか書かれていない、あるいはゾーン分割程度の図が書かれているだけで、それ以上の詳しい説明が資料編にも全く記載されないまま提出される案件が多数あったという実績がありますので、それでは適切な将来交通量予測になっているかどうかの審査が十分にできませんということで、計画書段階でこういう指摘をつけて、将来交通量の算出過程を詳細に評価書案に記載していただくように指示をする内容を盛り込んだということでございます。

小島審議会会長 どうも補足説明ありがとうございました。

そのほかお気づきの点はございますか。特に第一部長の委員の方で補足がありましたらどうぞ。

中杉委員 確認ですけれども、90ページの土壌汚染、選定しなかった理由のところに書いてあるのは、工事の施行中には、建設残土は関係法令の基準に適合すると書いてございますけれども、ここら辺が少し曖昧なのかなと思って確認をしたいのですが、これは土対法の基準と考えてよろしいのですか。その下に岸壁工事、浚渫工事を行う場合は、金属等を含む海洋汚染に関する判定基準を定める省令と書いてあるので、これと上との関係はどうなっているのか。

廃棄物の判定基準と土対法の基準というのは、10倍の違いがございますので、これが同じだとするとちょっと問題が残ってしまう。その後、この土地が土壌汚染という判定をされてしまう可能性が出てきますので、そこは少し注意をしていただいたほうがよろしいかなと思います。

小島審議会会長 これは事務局でよろしくお願いします。

佐藤アセスメント担当課長 これから浚渫する土壌についてですか。

中杉委員 埋め戻しなどに用いる土壌と言っていて、そこで環境法令というのは、下の海洋汚染の判定基準と考えると誤解があるので、そこは確認をしていただきたい。土対法で合わせておかないと、埋め戻した後の土地が土対法上基準を超えてしまうということです。

佐藤アセスメント担当課長 埋め戻しの土壌の判定については、土対法に対応しているということを確認します。

小島審議会会長 それでは、今の確認をよろしくお願いします。

ほかにございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、確認事項等がございますが、それをしていただいた上で、本審議会の答申としていかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 特に異議がございせんようですから、そのように対処をお願いします。

それでは、事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

小島審議会会長 それでは、朗読をよろしくお願いします。

佐藤アセスメント担当課長 では、読み上げさせていただきます。

25東環審第26号

平成25年11月28日

東京都知事

猪瀬直樹 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島圭二

「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3) 環境影響評価調査計画書について(答申)」

平成25年10月18日付25環都環第341号(諮問第411号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げさせていただいたとおりです。

以上です。

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することいたします。

続きまして、諮問に入りたいと思います。

諮問案件につきまして、事務局から御提案願いたいと思います。

木村環境都市づくり課長 それでは、お手元の資料2をご覧いただきたいと思います。5ページでございます。

25環都環第422号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成25年11月28日

東京都知事 猪瀬直樹

記

諮問第 414 号 「菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2」
環境影響評価書案

以上です。

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの案件につきましては、第二部会に付託させていただきます。第二部会の皆様、よろしく願いいたします。

諮問案件の概要につきまして、事務局から説明方、よろしく願いします。

上田アセスメント担当課長 それでは、説明いたします。

お手元の環境影響評価書案「菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2」という評価書案をご覧いただきたいと思います。

1ページ、事業者の名称などがございます。

事業者は、千代田区神田富山町に所在する法人でございます。菱光石灰工業株式会社というものでございます。

「対象事業の名称及び種類」ですが、八王子砕石工場の採掘区域拡張事業その2ということで、土石の採取というものでございます。

本事業は、八王子市美山町において操業中の砕石事業の採掘区域を拡張するものでございまして、平成12年1月に環境影響評価書が提出された事業区域を拡張するものでございます。

そのために既に実施した環境影響評価の予測・評価を引き継ぎまして、既事業区域を含めた環境影響評価を実施するとしたものでございます。

対象事業の内容の概略はそこにある表のとおりでございます。

10ページ、11ページは事業地の位置、区域などが図になって載っております。

事業区域は八王子市の北西端に位置してございまして、圏央道の八王子西インターチェンジから北西に3.2km離れたところでございます。

周辺は四方が樹林地に囲まれてございまして、東側には事業区域に接している山入川がございまして、北側には川口川、南側には入山川が流れております。山入川に隣接する形で市道が東南方向に延びてございまして、事業区域に隣接しているというものでございます。

事業区域は既に事業をやられてございまして、既事業区域と拡張区域等からなっておりまして、東西に約2km、南北に約1.6kmの範囲にございまして、面積は先ほどの表にもあったとおり、約180ha、標高で最高の高さが640mということになっております。

12ページ、事業区域の航空写真が載っております。

赤い実線で囲まれたところが事業区域で、緑の実線で囲まれたところが既に採掘しているところでございまして、斜線で囲まれた部分が南側にちょっと出っ張るところですが、今回拡張する区域となっております。

13ページ、土地利用計画となっております。

本計画は、既事業区域に隣接した南側へ採掘区域の拡張を行い、原石を確保するというもので、残地森林を含めて約35.6haの拡張区域のうち、約10.9haの区域で採掘を行うということで、今後30年間事業を継続するものでございます。

事業は尾根部の頂上より採掘、掘り下げる形で進めまして、階段採掘法によりまして形成された採掘跡地は、速やかに植栽を行って緑化していくものでございます。

既事業区域内と拡張区域内の緑地を合わせますと、事業区域の約47%が自然のまま残留緑地となりまして、将来的には70%以上の緑地を確保し、自然環境の早期復元を目指すことになっております。

15ページには、経年土地利用計画図が載っておりますので、御確認いただければと思いま

す。

32 ページ、事業の工程でございます。

「採石法」に基づく許認可取得後、拡張区域北部周辺の伐採、剥土に着手いたしまして、並行して切羽造成を行いながら順次、原石採掘を行うということでございます。

採掘範囲の拡大に伴い、順次、立木の伐採、表土の除去、採掘、緑化対策の工程を繰り返しながら、事業着手後 30 年後までに採掘及び緑化を終了する予定になっております。

中段にございます表が事業工程でございますので、御確認いただきたいと思っております。

その下「供用の計画」でございます。

最終的には掘り下げた部分を埋め戻すなど、平準化、平坦化をいたしまして、緑化復元を行うということでございますが、その後の土地利用の計画といたしましては、八王子市と協議をしていくことになっております。

41 ページは「環境影響評価の項目」でございます。

「選定した項目及びその理由」でございますけれども、地域の概況等において把握した環境の地域特性を勘案いたしまして、大気汚染、騒音・振動など、9 項目を選定いたしました。

42 ページ、選定した環境影響評価項目とその理由でございます。採掘、破碎・選別、保管及び出荷に伴い、粉じん等の大気汚染物質の発生が考えられることから大気汚染を選定したということになってございます。

同じく採掘、破碎・選別等の出荷に伴い、騒音、振動及び低周波音の発生が考えられることから、騒音・振動を選定したということでございます。

以下、そこに記載のとおりでございます。

続きまして、選定しなかった項目及びその理由でございます。

下の表にございますとおり、悪臭、土壌汚染など、8 項目となっております。

悪臭は、事業の実施により悪臭を発生させる行為はなく、悪臭を発生させる施設を設置しないことから、予測評価項目として選定していないということでございます。

以下、記載のとおりでございます。

事業の概要は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

次に、受理関係に移りたいと思っております。

事務局から報告をよろしく申し上げます。

木村環境都市づくり課長 次に受理関係について御報告いたします。

資料3をご覧ください。6ページでございます。

まず、環境影響評価調査計画書は1件、環境影響評価書案1件、事後調査報告書2件、変更届が5件、着工届が1件、それぞれ受理してございます。

それでは、受理報告につきまして、担当から御説明させていただきます。

上田アセスメント担当課長 それでは、7ページ「事後調査報告書」でございます。

「株式会社昭和石材工業所古里鉱業所採掘区域拡張事業」でございます。

答申をいただきましたのが平成8年7月、受理日が25年10月24日となっております、事業の種類が鉱物の採掘。

事業地が奥多摩町小丹波字曲尾というところでございます。

事業面積が112ha。

採掘期間が20年間です。

生産品目が砕石骨材ということでございます。

今回の工事の施行中その5でございますが、着手後15年後、平成24年度の調査ということになっております。

項目は大気汚染、騒音、振動、陸上植物、陸上動物、水生生物ということでございます。

「大気汚染」でございますが、降下ばいじんですが、事業区域内では、四季平均値が1カ月1km²当たり6.4tから19.5tということで、予測結果を下回っております。周辺においても四季平均値が予測結果を下回っております。

続きまして、ダンプトラック等の走行によるSPMなどでございますが、古里附集落及び青梅街道沿道において、SPM、SO₂、CO、NO₂ともに予測結果と同程度か下回っておりまして、全ての地点で環境基準値を下回っております。

続きまして「騒音」でございます。

ダンプトラックの走行による騒音でございますが、騒音レベルL₅₀でございますけれども、古里附集落沿道で43～46dB、青梅街道沿道で57～61dBということでございまして、予測結果を下回っております。等価騒音レベルにおきまして、環境基準値を下回っているものでございます。

続きまして、重機の稼働による騒音でございますが、騒音レベルがL₅でございますけれども、49dBということで、予測結果とおおむね同程度ということでございます。規制基準値も下回っているものでございます。

続きまして「振動」でございますが、ダンプトラックの走行による振動でございますが、

振動レベルは古里附集落沿道で夜間で 25dB、昼間で 31dB ということで予測結果を下回っております。

8 ページ、青梅街道沿道で夜間で 30dB、昼間で 44dB ということで、予測結果とおおむね同程度ということでございます。

なお、両地点においても、環境確保条例に基づく規制基準値を下回っているものでございます。

採掘及び積み込みに伴う重機の稼働による発生する振動ということでございますが、振動レベル L_{10} でございますが、25dB 未満ということで、予測結果と同程度となっております。また、規制基準値を下回っているものでございます。

続きまして「陸上植物」でございますが、植物相では、犬走りにおいてニホンジカ等による食害が生じまして、先駆性植物がわずかに見られる程度になってしまっているということでございます。

回復緑地や植栽緑地等については、予測のとおり、植栽した木本類の生長が見られております。

植物群落では、事業の進捗が遅れまして、消失面積は予測より少ない結果となっております。

残留緑地や周辺地域では、予測のとおりほとんど緑に変化は見られておりません。

注目すべき種と群落では、ミツバツツジを移植したことでございます。

採掘区域内のツルデンダ群落、ケヤキ林の 2 群落について、予測のとおり残留緑地部では保全されていることを確認しております。

「陸上動物」でございますが、哺乳類では小型哺乳類の生息環境は予測どおり消失いたしました。アカネズミの生息を確認しているものでございます。

ニホンジカ、カモシカについては、個体数の減少は生じていないということでございます。

鳥類では、おおむね同様の構成比であることを確認いたしております。

両生類、爬虫類、昆虫類では、森林の消失に伴い採掘区域において生息個体数は減少している。

注目すべき種では、ムササビやモリアオガエル、ゲンジボタルなど 9 種類を確認いたしまして、生息環境は保たれていると考えているものでございます。

「水生生物」でございますが、底生生物では、生息環境に大きな変化が見られず、ムカシトンボ及びヘビトンボを確認して、良好な環境が維持されていると考えているものでござい

ます。

魚類では、生息環境に大きな変化が見られず、注目すべき種では、ムカシトンボ、ヤマメなどを確認しております。

「苦情の有無」でございますが、事業に対する直接の苦情はありませんでしたが、出荷のトラックの運転マナーに関する苦情が数件あったということで、安全教育講習を年2回、安全パトロール毎月2回というものを行いまして、マナーの向上を図っているものでございます。

佐藤アセスメント担当課長 続きまして、9 ページ「六本木三丁目東地区再開発事業」の事後調査報告書になります。

事業の種類は高層建築物の新築。

規模ですけれども、敷地面積約 1.92ha。

延べ床面積が 20 万。

最高の高さが 245m ということで、この建物の主要用途は業務、住宅、ホール、商業、駐車場となっております。

工事の予定期間ですが、平成 24 年から平成 27 年度。

供用開始が 27 年度となっております。

事後調査の区分ですが、工事の施行中その 1 でございます。

調査項目ですが、騒音・振動となっております。

「騒音・振動」ですが、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音についてですけれども、事後調査結果は 57～65dB ということで、予測値(78.5dB)と環境確保条例に基づく勧告基準を下回ってございました。

下回った理由としましては、当初使用予定でありましたジャイアントブレーカーを使用しないなど、騒音の低減に努めたためと考えられます。

続きまして、建設機械の稼働に伴う建設作業振動になりますが、こちらの事後調査結果、39～44dB ということで、こちらも予測値(74.1dB)は環境確保条例に基づく勧告基準を下回ってございました。

下回った理由としましては、騒音と同じでジャイアントブレーカー等の使用をしなかったことが考えられます。

苦情については特にございませんでした。

上田アセスメント担当課長 続きまして、変更届でございます。

10 ページ「赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業」でございます。

答申をいただいたのが、平成 23 年 10 月。

受理日が 25 年 11 月 5 日となっております。

事業地でございますが、赤坂一丁目 5 番地の一部などでございます。

敷地面積が 16,000 m²。

延べ床面積が 175,000 m²。

最高高さは約 200m ということで、業務、住宅、商業、駐車場等が主な用途になってございます。

変更の理由でございますが、施工計画の検討を進めた結果、工事開始時期、工事工程及び施工方法について見直しを行う必要があったということでございます。

その表にございますとおり、変更前は、工事予定期間が 25 年度から 28 年度、施工方法が直接基礎というものでございましたが、変更後は、工事の予定期間がより具体的になりました、26 年 1 月から着工ということで、29 年 4 月までということになりました。

基礎形式は杭と直接基礎を併用した形の基礎構造を採用するということでございます。

杭工事については、アースドリル杭打機で場所打ちコンクリート杭を用いる計画になっております。

環境影響評価項目の再評価の結果でございますが、2 項目、大気汚染、騒音・振動について予測評価の見直しを行いましたが、いずれの項目の予測とも変更前の予測結果と比較して同程度ということでございまして、評価の結論を変えるには至らないというものでございます。

11 ページ「東北縦貫線（東京駅～上野駅間）整備事業」でございます。

答申をいただいたのが 19 年 6 月。

受理日が 25 年 11 月 14 日となっております。

これは鉄道の改良でございまして、千代田区丸の内一丁目から台東区上野七丁目までの約 3.8km を高架によりまして、東京駅と上野駅間を連結する工事ということでございます。

変更の理由でございますが、地元と調整した結果、工事の進捗状況を踏まえ、全体工期を見直したということで、軌道・電気工事、防音壁設置等の施工時期を延伸する必要が生じたためということになっております。

変更内容でございますが、変更前の工事期間が 6 年 2 カ月ということで、8 カ月間工事を延伸いたしまして、工事期間が 6 年 10 カ月ということになりまして、最終が 27 年 2 月とい

う形になるものでございます。

環境影響評価項目の再評価の結果でございますが、施工期間が8カ月延びるということでございますが、施工時期に変化が生じますけれども、工事規模や作業内容に変更は生じないため、予測・評価の見直しは行わないというものでございます。

佐藤アセスメント担当課長 続きまして、12ページ「豊洲・晴海地区の水際線埋立事業」の変更届になります。

答申が、平成6年8月3日。

変更届の受理日が、平成25年10月31日になってございます。

事業の種類は埋め立てです。

埋め立ての面積ですが、豊洲地区が15.4ha、晴海地区が5.2haとなっております。

工事予定期間ですが、14年7カ月となっております。

変更の理由ですけれども、設計当初の予定よりも地盤が軟弱であったために、仮設鋼矢板の断面と矢板長を大きくする必要が生じてしまいました。このため、矢板の建て込み、引き抜きに要する時間が増えたことから工事期間を延長するものでございます。

変更の内容ですけれども、終了の時期が平成25年10月から26年1月と3カ月間延長される内容でございます。

環境影響評価項目の再評価の結果ですが、予測項目としましては、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、植物、動物（水生生物）の5項目であります。今回、変更内容が工事期間の延伸ということでありまして、施工方法、建設機械の種類、またピーク稼働台数に変更がないため、予測評価の見直しは特に行ってございません。

続きまして、13ページ「小田急電鉄小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）連続立体交差及び複々線化事業」の変更届になります。

答申日が平成14年9月17日。

受理日が25年の11月18日になります。

事業の種類は鉄道の改良となっております。

こちらの事業区間ですが、渋谷区大山町及び上原三丁目～世田谷区代田三丁目及び四丁目となっております。

事業延長が約2.2km。

この工事の対象となっております駅が、東北沢駅、下北沢駅、世田谷代田駅となっております。

変更の理由になりますが、こちらの事業につきまして、用地の取得、工事施行上の理由によりまして、既定事業期間内に完了できないために、工事期間を変更するものでございます。

変更前の工事の完了時期が平成 25 年度ということでしたが、今回、延長して平成 30 年度まで工事期間を延長するものでございます。

環境影響評価項目の見直しの結果ですが、この予測項目は、騒音・振動、地盤沈下、地形、地質、水門環境、知的文化財、廃棄物の 7 項目になってございます。

今回の計画ですが、建造物の形状、工法規模には変更がございませんので、新たな発生要因はないということから、予測評価の見直しは行っておりません。

続きまして、14 ページ「豊洲新市場建設事業」の変更届になります。

答申日が平成 23 年 4 月 19 日。

変更届の受理日が 25 年 11 月 18 日となっております。

事業の種類は、卸売市場の設置、自動車駐車場の設置でございます。

工事予定期間が平成 23 年度～平成 27 年度。

供用開始予定が平成 27 年度となっております。

変更の概要とその理由ですが、まず、1 点目ですけれども、地下水管理をより安全・安心なものとするために、地下に浸透する雨水を抑制する浸透抑制対策を実施する。

豊洲市場の変更届の 3 ページに今回の対策の図がございますので、こちらを御説明いたします。

1-2-(1)地下水管理における工種の変更ということで、今回、変更の内容としましては、赤でくくってある部分になるのですけれども、新市場用地における雨水の浸透率が高い緑地部を対象にしまして、浸透しました雨水をベントナイト混合土層で受けとめまして、そこから下に雨水が浸透しないようにする。さらにベントナイト混合土層の上に砕石層を置きまして、これを通じて排水管に雨水を排出するものでございます。これによりまして、水位の管理をより確実なものにするというものでございます。

下の図 1-3 をご覧いただきたいのですが、緑で塗ってある部分が緑地部ということで、この緑の部分の下に今回の新しい浸透抑制対策を実施するというものでございます。

本日の資料の 14 ページ、変更内容の 2 点目になりますが、盛土部につきまして、これまで東ガス由来以外の基準不適合土壌が約 5,000 m³出ることを想定したのですが、今回新たに盛土部とガス工場時操業地盤面から 2m 下の土壌におきまして、同様に基準不適合土壌が 1 万 5,000 m³発生することが新たに見込まれました。

これにつきまして、新たに土壤汚染対策法に基づく許可施設に場外搬出するという事で、搬出量が増加しているのが変更の内容になってございます。

環境影響評価項目の見直しの結果でございますが<大気汚染、騒音・振動>についてですけれども、今回、土壤を場外搬出することによりまして、トラックの台数が増加しておりますが、増加分が1日80台となっております。ピーク時のトラックの台数ですが、2,138台となっております、変更前とほぼ変わらないということで、評価の結論は変わってございません。

「土壤汚染」についてですが、土壤を場外に搬出しますが、運搬の際には土壤の飛散防止対策を徹底する。また、土壤汚染対策法に基づく許可施設に搬出しまして、適正に処理するということから、評価の結論に変更はございません。

「地盤」についてですが、今回新たに雨水の浸透抑制対策を実施しますが、既に掘削面の安定と周辺地盤の変形を防ぐために、鋼管矢板が各街区の周辺に既に設置されております。したがって、計画地周辺の地盤の変形などには影響を及ぼさないということで、評価の結論に変更はございません。

「水循環」についてですけれども、計画地内の地下水の浸透量が減ることになりますが、地下水の管理水位に影響はないことから、特に評価の結論に変更はございません。

届出事項は以上です。

小島審議会会長 それでは、一通り御説明いただきましたが、以上につきまして、どれでも結構ですが、お気づきの点等がありましたら御発言ください。

藤倉委員 六本木三丁目の件なのですけれども、今日の資料の9ページを見ますと、苦情の有無でなしになっているのですが、配られました六本木三丁目の事後調査報告書の別紙1の10ページに苦情が11件あることが記載されているのですけれども、この関係はどうなっているのでしょうか。

佐藤アセスメント担当課長 済みません。苦情なしと書きましたが、間違いで別紙1-10のとおり11件苦情がございました。訂正させていただきます。

小島審議会会長 苦情の内容は、コメントを書く必要はありますか。

佐藤アセスメント担当課長 苦情が11件ありましたが、基本的に同じ方の苦情はないということで聞いております。

これらにつきましては、一応苦情者の方に事業者のほうから説明しまして、御納得いただいている形で報告を受けております。

小島審議会会長 私が言ったのは、調査報告書としてこういう苦情の内容だったということが。苦情なしから 11 件になると、11 件の中身はという内容。今の苦情の種類は分かりましたが、内容についてちょっとコメントする必要があるのかなという質問です。

佐藤アセスメント担当課長 では、この 11 件について御説明させていただきます。

今回 11 件のうち騒音に関するものが 1 件、あと、やはり今回騒音・振動の中で、振動がひどいというものが 2 番から 5 番まで。それとやはり、なかなか工事が進まないときに昼休みも作業をしておりましたので、それについてやめてほしいとの苦情がございました。

また、10 番目のところを見ていただきたいのですが、騒音の対策をとってほしいということで、9 番にもあるのですが、やはり騒音の対策について不十分な部分があったということで、苦情になっているものがございます。

これらにつきましては、集中的な作業をしないように、中断期間を設けながら断続的な作業をするという形で、騒音の発生を減らすように慎重に作業を進めるということで、苦情者の方に御納得をいただいている内容になってございます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

報告書につけ加えますか。

佐藤アセスメント担当課長 報告書のなしの部分について記載を変えます。

小島審議会会長 そうですね。それはおまかせということで、今の説明の内容で皆さん御納得でしたら、それで処理願います。

佐藤アセスメント担当課長 今の内容で記載を直させていただきます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ。

守田委員 豊洲の新市場建設事業の変更で、地下水管理の浸透抑制ということで資料の 3 ページに絵があって説明があったのですが、浸透を抑制することに関しては分かるのですが、この図のところで浸透した雨水をベントナイト混合土層で受けとめて、砕石層を通じて速やかに排出するということなのですかけれども、先ほどの事務局の説明では、排水管に排出するということだったので、実際、雨水管と污水管しかないわけですね。この図だと污水管に流すような。

佐藤アセスメント担当課長 済みません。

守田委員 それでですね、当然分流式でやっていて、污水管のほうが小さいですから、飲

み込めるかどうかという問題も起こってくるので、速やかに排出していくもっと具体的な方法を明確にすべきではないかと思うのですが。

佐藤アセスメント担当課長 済みません。私の説明に誤りがありまして、汚水管に入れる形になっております。

この汚水管に入れることにつきまして、その容量等につきまして、下水道局と協議をしまして、大丈夫だろうと下水道局から答えをいただいております。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ。

町田委員 先ほどの六本木三丁目の件なのですが、ここでは調査結果内容は騒音・振動だけなのですが、この報告書を見ますと、騒音では予測値から10～20dB現状では下がっている。また、振動では同じく30～35dBも予測値よりも低い値だったということで、下回った理由はどちらも同じような文言を書かれていますけれども、当初から建設機械の見積りというのが少し甘かったのではないかなという感じがしました。ぜひ予測精度を上げるために、もう一工夫していただければいいかなと、そんな感想です。

それと、これだけ低いのに先ほどの11件の中で幾つか苦情もあったようなのですが、そこら辺の整合性もちょっと分からないなというところがあります。これは感想です。

以上です。

小島審議会会長 事務局、何か。

佐藤アセスメント担当課長 確かに今回、別紙1-11、表の1-6を見ますと、稼働台数は予測時点では39台。実際、事後調査で16台と相当減っております。

この理由なのですが、やはり当初計画では地上工作物の破砕を一気に行う予定だったので、地域住民との協議の中で、なかなか一遍に全部は崩せないということで、ブロックごとに分けて崩していったということで、建設機械の同時稼働が行われないということで台数が減っているということです。ですので、最初の時点では、事業者としては一遍にやりたかったという思いがあったようです。

町田委員 分かりました。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、特にないようでございますので、受理関係についてこれで終わらせていただき

ます。

全体を通じて何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでございますので、これをもちまして本日の審議会は終了したいと思います。どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退室)

(午後 1 時 5 8 分閉会)